

⑪ 行政に対するお悩みや要望をお聞きします

問 秘書課(内線 225)

毎日の暮らしの中で「困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない」「わかりづらい道路案内標識を改善してほしい」など、困っていること、望んでいることなどはありませんか。

10月17日(月)～23日(日)の「行政相談週間」に伴い、特設行政相談所を開設します。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者で、国や県、市などが行っている仕事に対する意見・要望などを住民から受け、助言や関係行政機関への通知などを行い、問題解決の促進を図っています。

予約不要・相談無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

日時 10月26日(水) 午後1時～3時

場所 笠間ショッピングセンターポレポレシティ1階セントラルコート(笠間市赤坂8)

行政相談委員 茂呂 裕さん、井口 清さん、海老沢 耕市さん

⑫ 悪質商法にご注意ください

問 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ **Tomoda** 内)

相談専用電話：0296-77-1313

高齢者の消費生活相談は、依然として消費生活センターに寄せられる相談の半数以上を占めています。

当センターでは、9月を「高齢者の被害防止キャンペーン月間」として啓発活動を実施しています。

少しでも「変だな」「困ったな」と思ったら一人で悩まず、市消費生活センターにご相談ください。

	手口	対策
架空請求 不当請求	「裁判になっている」「料金の未納がある」等のはがきが届いた、パソコン・スマホに請求画面が表示されている等	身に覚えのない請求には応じず、無視してください。
電話勧誘	電話料金が安くなる等のしつこい勧誘	「今日だけ」「今だけ」「あなただけ」と言われても不要なものはきっぱりと断りましょう。
通信販売	テレビショッピング・ネット通販などお試しのつもりが定期購入になっていた	通信販売には、クーリングオフ制度はありません。契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。
訪問販売	「無料診断」「無料点検」等の誘い文句に注意	契約しても8日間以内であればクーリングオフができます。

～ご家族・ご近所の気づきが被害救済につながります～

高齢者は、悪質商法の被害にあってもだまされたことを恥ずかしく感じ、誰にも相談しないというケースが多くあります。そこで大切なのが地域ぐるみの見守りです。変わった様子がないか日頃から気かけ、積極的に声掛けをお願いします。

相談受付時間 月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(日曜、第2・第4火曜は休館日)

消費者ホットライン 188(イヤヤ) ※お住まいの近くにある消費生活センターにつながります。

※市消費生活センターでは、まちづくり出前講座で消費者トラブル等について学ぶメニューを用意しています。年間通して申し込みできますので、地域の仲間やサロン等でご利用ください。問い合わせやお申し込みは、市民活動課(内線 133)まで。

市役所職員などを騙<sup>かた</sup>って口座番号などを聞き出す詐欺にご注意ください。